

福島市地域見守りネットワーク協定書

福島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしと地域における見守り体制を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力のもと、高齢者、障がい者、子ども等見守りを必要とする者（以下「対象者」という。）の安否及び異変の早期発見及び早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（緊密な連携保持）

第2条 甲及び乙は、協力を行うに当たり、平素から緊密な連携を保つよう努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 本協定に基づき、乙は甲に対し、配達、集金、修繕工事等、地域において行われる業務において、対象者の事故又は異変を把握した場合における連絡等、必要となる協力を別記に従い行うものとする。

2 甲及び乙は、対象者の安全及び安心に係る情報交換を随時行うものとする。

（配慮事項）

第4条 本協定の運用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本協定の締結により、甲は乙に対し、特別な権限を与え、又は責任を負わせるものではないこと。
- (2) 本協定に定める活動は、乙に危険が及ばない範囲において行う活動であること。
- (3) 乙は、本協定を営業行為等で利用する際には、市民の信用失墜を招かないように充分留意すること。
- (4) 乙は、本協定を利用しての政治的、宗教的な活動を行わないこと。

（守秘事項）

第5条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。

（有効期間等）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が市民の信用失墜を招いたと認められるときは、甲は本協定を一方的に破棄することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島市五老内町3番1号
福島市長 馬場 雄基

乙

福島市地域見守りネットワーク連携フロー図

事業者、配達員等



○対象者の事故または異変として、下記のような様子が見られた場合はご連絡ください。

また、下記に限らず、家庭内暴力、児童虐待等、様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

- ・定期的に物品購入に来るのに、しばらく購入にこない。
- ・訪問時はいつも玄関に出てくるのに玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
- ・郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ・いつも電気がついていたり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人の気配もない。
- ・頻繁に罵声や物を投げる音が聞こえたり、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
- ・対象者に不自然な傷や痣（あざ）がある。
- ・服装が不自然なまま外出していたり、汚れた服を着ている。
- ・見慣れない人が家に入り出するようになった。
- ・1日に何回も同じ物を買いに来る。
- ・自宅に開封していない段ボール箱が山積みになっている。
- ・その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。

福島市認知症高齢者等

お帰り見守り事業

福島市では、認知症の高齢者が警察等の関係機関で保護された際に、早期に身元が判明できるように「QRコードシール」を交付しています。

緊急性が高いと感じられる場合には、警察等へのご連絡も併せてお願い致します。

行方不明者捜索時の
協力依頼・情報提供



警察、消防、救急
110番 119番

こどもに関する相談窓口はこちら

こども家庭課 家庭支援係

平日の午前8時30分～午後5時15分

直通 **525-3780**

大人に関する相談窓口はこちら

長寿福祉課 地域包括ケア推進室

平日の午前8時30分～午後5時15分

直通 **529-5064**

上記以外の時間帯 市役所代表 **535-1111** に電話し、

「こども家庭課家庭支援係（もしくは）長寿福祉課地域包括ケア推進室に緊急の連絡があります。」

と、お申し出ください。

連絡

対象者の
地域包括支援センター

情報提供・家庭訪問など

連絡

福島市役所各支所

内容に応じて担当部署に連絡

連絡・情報提供・家庭訪問など

障がい福祉課

共生社会推進課

生活福祉課

消費生活センター
024-525-3774

家族・親族

民生児童委員・主任児童委員・町内会関係者（自主防災組織）・近隣者
介護サービス事業所・医療機関・その他